

参議院通商産業委員会會議録第八号

昭和二十八年七月一日(水曜日)午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長

中川 以良君

理事

松本 昇君

加藤 正人君

委員

石原幹市郎君

西川弥平治君

酒井 利雄君

松平 勇雄君

岸 良一君

豊田 雅孝君

西田 隆男君

武藤 常介君

白川 一雄君

政府委員

土地調整委員

会事務局長

通商産業

政務次官

通商産業省

重工業局長

通商産業省

輕工業局長

通商産業省

鉱山局長

通商産業省

通商産業省

通商産業省

通商産業省

通商産業省

通商産業省

通商産業省

通商産業省

通商産業省

通商産業省

通商産業省

説明員

文化財保護委員

会事務局長

岡田 孝平君

参考人

石炭石鉱業

協会会長

芳賀 茂内君

本日

の会議に付した事件

○中小企業信用保険法の一部を改正す

る法律案(内閣送付)

○鉱業法の一部を改正する法律案(内

閣提出、衆議院送付)

○通商及び産業一般に関する調査の件

(九州地方の水害状況に関する件)

○火災類取締法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

○武器等製造法(内閣送付)

○委員(中川以良君) それでは只今

より通商産業委員会を開きます。

本日は最初に中小企業信用保険法

の一部を改正する法律案につきま

して、政府側の提案理由を聴取いたし

ます。

○政府委員(岡田秀男君) 中小企業信

用保険法の一部を改正する法律案の提

案理由を御説明申し上げます。

御承知のように中小企業信用保険法

は、中小企業者に対する事業資金の融

通を円滑にするため、金融機関の中小

企業者に対する貸付につき政府が信用

保険を行う制度として昭和二十五年十

二月に発足をいたし、更に一昨年十一

月の改正により指定法人の行う中小企

業者の債務の保証をも保険の対象に加

えて今日に至つたものでありまして、

専ら中小企業者の信用を補完すること

により、中小企業金融の円滑化に寄与

して参つたのであります。今、制度発

足以來本年三月末までの利用状況を見

ますと、金融機関を相手方とする保険

の付保実績は約一万二千件、百四十八

億円に及び、指定法人を相手方とする

保険におきましても、約一万四千件、

四十四億円の利用をみたのでありまし

て、制度の普及と共にその利用は逐次

上昇の一途を辿つてゐるのであります

が、現在の金融情勢下におきまして、

なお多大の困難を有する中小企業金融

の促進のためには、この際本制度に及

ぶ限りの改善を施し、その効果を一層

大ならしめる必要があると考へるので

あります。

今回改正を必要とする諸点といたし

ましては、第一に中小企業者の定義を

改正し、資本の額による制限を、現在

の五百万円以下から一千万円以下に、

常時従業員の数による制限を現在の二

百人以下から三百人以下に拡大すると

共に新たに産業を主たる事業とする法

人と調整組合を対象に加へること。第

二に相互銀行或いは無尽会社の行う給

付を貸付に準じて保険すること。第三

に金融機関を相手方とする保険につい

て、保険金のてん補率を現在の七五%

から八〇%に引上げること。第四に保

険関係が成立する貸付金の限度を現在

の五百万円から一千万円に引上げるこ

と。第五に保険金支払請求権行使の始

期を現在の保険事故発生後六ヵ月経過

時から三ヵ月経過時に繰上げること。

第六に保険金支払に伴う代位の規定を

回収金の納付の規定に改めて手続の簡

素化を図ること。第七に指定法人を相

手方とする保険について保険金のてん

補率を現在の五〇%から六〇%に引上

げること。第八に中小企業金融公庫、

日本開発銀行及び国民金融公庫の行

代理貸に際し、代理金融機関の債務保

証を保障する制度を新設することであ

りますが、これによりまして制度の能

率的な運用と大幅な利用の促進とが期

待されるのでありまして、中小企業金

融の円滑化に大いに資するところがあ

ると存するのであります。

何とぞ右につきまして慎重御審議の

上、御賛同あらんことをお願いいたし

次第であります。

○委員(中川以良君) 本法律案に対

しまする政府側の内容説明の聴取並び

に質疑は次回に譲りたいと存じまする

が、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(中川以良君) それではさよ

うに取計らいます。

○委員(中川以良君) それでは次に

鉱業法の一部を改正する法律案を議題

といたします。鉱業権と文化財との調

整問題に關しまして、先般の委員会に

おいてもいろいろと論議されて参つた

のでございますが、そのときに取上

げられましたところのモデル・ケース

といたしまして、福岡県の小倉市平尾

台石灰石鉱区の採掘権をめぐる問題に

つきまして、本日は参考人といひ、

石灰石鉱業協会会長芳賀茂内君の御意見

を先ず承りたいと存するのでありま

す。

芳賀参考人に申し上げます。本日は御

多用中にもかかわらず、当委員会のた

めに特に御出席を頂きまして、誠に有

難う存じました。只今も申し上げまし

たごとく、平尾台鉱区をめぐる問題の経

緯につきましては、殊に文化財と鉱業

権との調整について、かねて業界に

おいても問題とし、これを検討を加え

ております次第でございます。いまし

て、その点私どもも納得の行か

ない点等もございまして、この際

どうぞ忌憚なく従来の経緯並びに御希

望等を御開陳を賜りまして、本法案

審議に私どもの貴き参考となりまし

うに、特にお願い申し上げます。

それではどうぞお願いいたしま

す。

○参考人(芳賀茂内君) 鉱業権と文化

財との調整についての意見を申し上げ

させていただきます。

昨年十一月二十七日文化財保護委員

会告示を以て指定されました福岡県小

倉市平尾台における天然記念物は、石

灰石の鉱業権既存区域を包含する広範

囲のものでありまして、その鉱業権は

実質的には制限若しくは禁止された同

様のこととなり、財産権に重大な影

響を及ぼしております。而も該鉱業権

に対しては、小倉市から昭和二十七年

八月土地調整委員会に対して鉱業権許

可取消の申請がなされたのであります

が、関係人に対する審問、公聴、その

他慎重調査審議の結果、昭和二十七年

十二月二十六日原告の申立は棄却さ

れ、鉱業権は再確認されたのでありま

す。

○委員(中川以良君) それでは次に

通商産業委員会を開きます。

本日は最初に中小企業信用保険法

の一部を改正する法律案につきま

して、政府側の提案理由を聴取いたし

ます。

○政府委員(岡田秀男君) 中小企業信

用保険法の一部を改正する法律案の提

案理由を御説明申し上げます。

御承知のように中小企業信用保険法

は、中小企業者に対する事業資金の融

す。このように国家意思の分裂しますことは、誠に奇異な感なきを得ません。又その天然記念物指定に至りますまでは、当該鉱業権者は勿論関係業界及び関係行政官庁から、即ち文化財を大切に保存することを自覚すると共に、一方当該天然記念物の主体たるものは必ずしも同鉱区内にのみ存するとは限らないので、その他の地域において指定されたこと、又は鉱区内において特に指定価値ありとされる部分又は鉱業権を制限する意思があるが、本鉱区を全面的に否定されることは我が国重要産業の一つであるセメント工業の消長に影響するところが大きいので、文化財指定と鉱業との調整につき特に考慮せられ、鉱区地域に亘つて指定することなく、その一部において鉱業の施設ができるよう善処願いたき旨具申し又は審議に際しては、関係人の意見を聴聞されるようお願いしたのであります。

参つておりまして、同社も甚だしく難儀している現状であります。又開するところによりまして、文化財と鉱業権、特に地表鉱物との関係につきましては、文化財保護法立法当時新鉱業法成立以前であつたため、十分御審議の機会がなかつたやの趣でありまして、なほ今次国会に政府から提出されました鉱業法の一部を改正する法律案においても、鉱業法において文化財との調整に関する規定を新たに設けられております際でもありますので、文化財保護法においても、左の諸点が改正され、納得が行く行政がなさるべきものと思料します。

記

一、鉱業権既存の地域に文化財を指定しようとするときは、文化財保護委員会とはあらかじめ鉱業権者及び関係人に対し意見書の提出を求め、又は公開による聴聞を行うこと。

理由

一旦文化財の指定が行われると、その鉱業権の行使は制限又は禁止されたと同様になり、財産権に重大な影響を及ぼすものである。その指定に際しては協力の実と財産権の尊重につき立法者の意思を具現するため十分民意を汲み上げられたい。なお第八回、第九回国会両院通産委員会において白熱せる論議の結果可決された新鉱業法においても、地表鉱物の鉱業権出願処分の際には土地所有者の財産権尊重につき十分の考慮が払われ、処分官庁は土地所有者に対しあらかじめ意見書提出の機会を与え、又は新鉱業法施行の際の経過措置として、土地所有者に対し出願優先権を与えておる等の規定が設けられておる。

理由

二、文化財保護法又はこの法律に基く命令の規定による委員会の処分に対する不服のある者は、委員会又は文部大臣に対して異議の申立をすることのできる。但し、次のように土地調整委員会の裁定を申請することのできる事項についてはこの限りでない。

理由

行政訴訟の途を開き民意を汲み上げられたい。新鉱業法においてもその処分につき通産局長又は通産大臣に対し訴訟の途が開かれておる。三、鉱業権既存の地域において、文化財の指定若しくは仮指定又はそれらの地域の現状変更等の制限、環境保全のための命令等の処分に対する不服のある者は、その処分につき土地調整委員会の裁定を申請することのできる。

理由

文化財保護法の処分に対しては訴訟等の行政上の救済方法は現在認められていないが、鉱業権等財産権に重大な影響を及ぼすものについては何らかの行政上の再審査方法を設けて貰きたい。そしてその再審査は地下資源又は文化財の一方的行政機関でなく、公正中立の第三者的機関によることが望ましい。この機関としては土地調整委員会が最も適当であると信ずる。該委員会は一般公益又は他産業と鉱業又は採石業との調整のために特に設置されている機関であつて、鉱業法及び採石法に基いて権限を有するほかに農地法及び森林法に基く各種の処分についても鉱業又は採石業との調整に関する場合には

処分庁と関係者との間に立つて裁定を行うことになつておる。近く国会に提出を予定されている自然公園法案でも自然公園の景観の維持と資源開発との調整について同様の措置が認められておる。

理由

四、文化財の指定処分によつて、損害を受けた者に対しては、政府は損害を補償すること。

理由

環境保全においては損害補償を認められておる以上、財産権に重大な影響のあるこの指定については同様の考慮が払われて然るべきものと信ずる。なお鉱業法において公益害による鉱業権の取消の場合において補償の規定は設けられていないが、相当の補償を支払うべきものと従来解釈せられて来たのである。今次国会に提案せられた鉱業法の一部を改正する法律案において補償規定が明文化されておる。以上。

○委員長(中川以直君) 有難うござい

ました。只今お話を承つたのであります。文化財保護法は単に鉱業権との間に摩擦を生じておるのみでなく、産業開発の重点とも申しまするべき電力の開発関係につきましても現に種々問題を生じておるものと承知しております。今後電源開発の本格化に伴ひまして、この問題が発生する虞れがあると存じまして、私どもは非常にこの点関心を持つておる次第でございます。丁度その機会におきましてこの間の事情等につき疎に通産当局のお考え等につきまして公益事業局長より一応の説明を先ず求めたいと存じます。

○政府委員(中島征帆君) 文化財保護

法と電源開発の問題は現在までのところ特別のトラブルを引き起してありません。多分問題になりませんでした。ケースが二、三ございまして、お手許に資料を配付いたしました。これに基きまして各例につきまして御説明申し上げます。

第一は長門峡のケースであります。山口県長門郡は御承知の通りに名勝指定になつておまして、この地区に近い所へ中国電力におきまして約一万二千キロの発電をするという計画があります。これは実際には長門峡の区域外でありましたけれども、関連を持ちまとも考えまして、着工に先立ちまして一昨年の七月に文化財保護委員会に現状変更の認可の申請をいたしましたのであります。ところが昨年の二月に至りまして、これが許可となりまして、現在計画通り電源の開発に着手いたしております。

それから第二は、岡山県の朝日川の流域でありまして、湯原という地区におきまして同じく中国電力によりまして約二万五千キロワット程度の発電計画を立てまして、これにつきましてこの一帯が天然記念物の大山椒魚の棲息地でありまして、工事に際しまして文化財保護委員会に現状変更の認可の申請をいたしたわけでありまして、これにつきましては昨年の五月に申請をいたしまして、六月下旬には許可を頂きました。そして六月下旬には許可を頂きました。それから第三のケースが広島地区の柴木川の問題であります。これが今ところ最終解決をいたしております。今一つの例であります。これはいわゆる三段峡の名勝地域に関連いたしましてここに第一、第二、第三という三

発電所、合計二万五千九百キロワットという発電所を計画いたしましたのでありますが、この発電所を造るために三段峽の名勝が失われるという見地から地元並びに県の委員会におきましては相当な難色を示しております。それに従いまして中国電力におきましては当初の計画を変更いたしまして、ダム地点乃至は発電所の数等も若干の変更を加えてできるだけこの景勝地に支障を来さないような案に修正をいたしまして、改めて現状変更の認可の申請をいたしたわけであります。この新しい案につきましては、現在委員会におきまして検討されておりますが、中共の委員会におきましては、かなりこれにつきましては御理解ある態度をとっておられまして、地方の委員会と共同で調査をされておられる状態でございますが、恐らくはこの線でご満ちに解決するのではないかとこの期待を持っておりますわけでございます。

それ以外の点につきましては現在具体的問題になつておる点はございせんが、このように一応指定されましても、事情が許せば特別の許可をして貰いておきますので、現状におきましてこのために開発が特に遅延しておるといふような重大なケースはないと考へる次第でございます。ただ将来の問題としてございましては、例えば尾瀬原等いろいろございまして、これにつきましましては電源開発の見地と文化財保護の見地とお互いに支障のないような形で開発の途を開くように双方とも努力しなければならぬと、こういうように考へております。

○委員長(中川以良君) それではこれから質疑に入りますが、只今本件に關

しまして政府側から出席をいたしております政府委員並びに説明員を念のために皆様に申し上げます。政務次官古池君、飯山局川上局長、公益事業局中島局長、文化財保護委員会岡田事務局長、文化財保護委員会平間記念物課長、土地調整委員会豊島事務局長、以上でございます。

先ず最初に委員長から総括をいたしまして、二の点をお尋ねいたしたいと存じます。

第一点は鉱業権と他の公益との調整という問題につきましては、国立公園や温泉などの場合も同様と思つたのでございまして、これらの問題につきましては比較的温泉や国立公園のときは円満に解決をいたしておられますようでございます。然るにかかわらず文化財につきましては只今も御説明を承つたように、いろいろと紛争が生じておりますのは国立公園法や温泉法に比較いたしまして、文化財保護法の規定並びにその運用が他の利益との調整に關しまして不十分なるものがあるのではないかと思われるのであります。同法を實際運用されておりますところの文化財保護委員会当局の御見解を先ず承りたいと存するのであります。

○説明員(岡田幸平君) 只今参考人の御意見、それから公益事業局長の御説明がございまして、文化財の保護と他の産業若しくは公益との調整の問題につきましては、文化財保護委員会といたしましては最も苦心をいたしてその取扱に非常に慎重を期している次第であります。全体といたしましては非常にむずかしい問題は少いのであります。史跡、名勝、天然記念物千六百件

ございまして、そのうちで特に只今非常に面倒になつておりますのは先ほど御説明の尾瀬原その他一、二件でございます。極めて件数といたしましては僅かな件数でございます。併しながら問題は重要でありますので、私も非常に慎重にいたしております。私どものほうの方針といたしましては文化財の保護及びその活用という点から見まして、文化財を指定いたしましたその価値の本質を傷つけない限りにおいては他の産業及び公益との調整につきましては十分考慮いたして、現状変更、文化財の現状変更ということでは許可いたして来ている、いたしたい、又現在いたして来ている次第であります。ただ文化財の本質をこわす、そこを失えば文化財の価値がなくなるという場合、或いはその部分につきましてはこれは簡単には譲歩できないのであります。それが、そうでない限りはできるだけこの関係を十分に考慮いたしまして現状変更をいたす。大体において問題を円満に解決いたしていただくと信じている次第であります。

それから先ほどお話がございましたが、文化財保護委員会が一方的に何らかの意見を聴取せずにどしどし指定をするとかいうことはいたしておりませんので、申請人の意見は十分にこれは聞きまして尊重いたし、且つ又地元の関係者、或いは県の教育委員会、或いは県庁側その他の意向も十分聴取いたしましてその上でこれらの問題を解決いたして、かような方針をとつて来ております。ただ文化財保護法はこれは国会立法でございます。参議院御提案の立法でございますが、すでにこの法律を施行いたしましてから三年に

なりませんが、いろいろな点におきまして實際施行いたしました点から考えまして、或いは改正を要しやしないかという点があると思つたので、さような点につきまして只今研究いたしていただいております。又参議院の事務局のほうでもいろいろと御研究せられておられるようでございまして、その際に、その法律改正の際に只今のような重要な問題につきましてもできますものならば解決いたしたいというようなことである。研究を進めておられるような次第でございます。

○委員長(中川以良君) 只今のお話であらまははわかるのでございまして、私もその重要文化財の保存ということに對しましてはこれは十分尊重をいたし、又文化財保護法の精神を酌んでおるものでございまして、ただこの狭い国土におきましてどの程度の地域を限つていわゆる文化財保護の指定をされているか、既に史跡、名勝、天然記念物の指定をするものでございまして、又指定によつて他の目的に對して与える損害補償の途が開かれてくるか、これが問題であると思つております。文化財保護法の第四條第三項には「政府及び地方公共団体は、この法律の執行に當つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない」と規定をされております。併しながら、指定に關する第六十九條においては、委員会は何の制肘もなく指定し得ることになつておるのでございまして、この問題の調整は文化財保護委員の判断次第となつておられるようでございまして、これに對しまして、委員会は指定前に、当該地域の鉱業権、水利権の所在及びそれらの経済的価値に對

しましてはどのような手続をして御調査になつておられるのか、この点を明らかにして頂きたいと思つたのであります。

○説明員(岡田幸平君) 只今御指摘の点は、誠に御尤もな点でございます。まして、できるだけ関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならぬというところでございまして、先ほど申しましたような趣旨で、或いは地元、或いは申請人、或いはその他の関係者、教育委員会という方、各方面の意見を聞きまして処理いたしておりますが、なお私もは顧みまして十分でない点もありはしないかということとを極めて恐れております。さような点につきましては、十分反省をいたしまして、これらの取扱には更に一層慎重を期したいと考へておる次第でございます。

○委員長(中川以良君) 只今一体どういふふうな手続で御調査をしておられるか、その点は今の御答弁では明確でないのではありませんが、その点を一つ一応はつきり現在どういふふうによつておられるのかを承りたい。

○説明員(岡田幸平君) 現在は大体問題が起りました場合には、地元の県の教育委員会を以て第一次的にいろいろと事情を取調べまして、それに対して県の教育委員会から意見を具申して参りまして、それに基づいては我々が判断をいたしております。必要があれば更に直接私どものほうから申請人その他の関係者の意見なり希望なりを聞きまして、そして調べておるといふような次第でございます。

○委員長(中川以良君) どうも今の御答弁で私まだ得心しないのであります。教育委員会のごときはどうも産業

のことは余りおわかりにならないのじやないかと思ひますが、この点はいずれ他の委員の皆様方から御質問があると思ひますので、一応私はこれで質問は打切つておきますが、次に、第八十一條に環境保全の規定がございます。本条の適用される地域は、史跡、名勝、天然記念物の指定地域内であり

ものはどういうふうな持つておられるか、産業方面に対してどういふ御配慮が講ぜられておるか、又関係官庁との意見の調整はどのように行われておりますか、この点を一つ承わりたいのであります。

が、その基本を崩さない限度において他産業のそれを十分に考慮に入れまして尊重して処置をいたしてあります。他官庁からいろいろ御意見があらまするならば、それを伺ひまして処置をいたしておるわけであります。

ておると同様に、解除のほうも委員会の判断によつて行い得る途が残されておるのであります。本条の中にございまして「その他特殊の事由のあるときは」といふのは、これは何を指すのであります。又他の権利と競合がある場合には、本条を適用して指定地域の全部又は一部を解除する用意をお持ちかどうか、この点も一応一つ委員会の御所見を承わりたいと思ひます。

に誠に残念と存するのであります。併し御出席がないのでございしますから、一つこれからは委員諸君から今までの御答弁等に対しては、又これに関連いたしまして一つ活潑なる御質疑をお願ひいたしたいと存じます。

名勝、天然記念物の指定地域内でありませんが、それより広範囲の地域に及ぶものであるかどうか、この点を一つ御明確にして頂きたいと思ひます。

〇説明員(岡田平吉) 史跡、名勝、天然記念物関係の指定等に伴ひまする他産業との関係でございますが、先ほど申しましたことが、殆んど大部分が史跡、名勝、天然記念物について当てはまることとございまして、十分に関係者の意見を聞きまして、実情を取調べまして慎重を期しておる次第でございますが、なお他官庁との関係につきましましては、問題がございするならば、他官庁のほうからいろいろと御意見を言つて来られます。そういうような点は、私どものほうでもいろいろと意見を申述べまして、できるならば調整を図りたい。かような方針で、その問題々に応じてまして、いろいろ意見が官庁にございするならば、それらの点も十分に研究いたしまして問題の解決を図つておると、かような次第であります。

〇説明員(岡田平吉) 補償関係につきましましては、只今の文化財保護法には何らその規定はございせんので、そういう場合には補償いたしてございせん。ただ實際問題といたしまして、先ほど申し出ておられますように、実際に補償が必要であつたという様な場合は、これは極めて稀でございまして、そういう事件は非常に少かつたと思ひます。

〇説明員(岡田平吉) 文化財が価値を失つた場合には指定を解除するといふ規定がございしますが「その他特殊の事由があるときは」といふのは只今まではそういう事例はございせん。別にどういふ場合と云ふことはないのでございしますが、要するに文化財保護法の対象にならないという様な場合になると思ひます。これが實際に該当いたしたことはないと思ひます。なお指定の解除の場合に、他産業との関係については、指定の場合と同様になると思ひます。

〇説明員(岡田平吉) 文化財を指定いたします場合には、先ず第一次に都道府県の教育委員会が調査いたします。それからそれによりまして意見を述べて参りますが、文化財保護委員会といたしましては専門審議会というものを設けて、この専門審議会にはそれら専門若しくは非常に技術的な問題を調査審議するといふことがその任務でございしますが、高度の国家的な文化財に對しましての専門的な技術的な知識のあるかたに専門委員になつて頂きて、それらの専門審議会の委員等が十分調査いたしまして、その議に付しましてその上で指定いたす、さうな手順をとつております。

〇委員(中川以良君) 今の私の御質問いたしました点も、今後産業関係としては今のような御答弁では甚だやはり頼りない、いろいろ問題を惹起する虞れがあるように思ひます。又、この点も一つ又委員諸君から重ねて御質疑を願ひたいと思ひますのであります。

〇委員(中川以良君) 経済産業関係に對しての何か基本的なお考え方というものが今のではちよつとわかりかねるのであります。どういふふうにお考えなんでしょうか。どうもただ単に積的な御意見でなく、委員会のものとはつきりした御意見を表明願ひたいと思ひます。産業経済に對するお考え方です。

〇説明員(岡田平吉) 産業経済につきましましては、先ほどから申し上げておりますように、文化財の基本を崩さないという最小限度のそこは守ります

〇説明員(岡田平吉) 調査機能は、文化財の事務当局の中にそれら所管の課がございまして、それら専門

〇委員(中川以良君) 今の私の御質問いたしました点も、今後産業関係としては今のような御答弁では甚だやはり頼りない、いろいろ問題を惹起する虞れがあるように思ひます。又、この点も一つ又委員諸君から重ねて御質疑を願ひたいと思ひますのであります。

〇委員(中川以良君) 経済産業関係に對しての何か基本的なお考え方というものが今のではちよつとわかりかねるのであります。どういふふうにお考えなんでしょうか。どうもただ単に積的な御意見でなく、委員会のものとはつきりした御意見を表明願ひたいと思ひます。産業経済に對するお考え方です。

〇説明員(岡田平吉) 産業経済につきましましては、先ほどから申し上げておりますように、文化財の基本を崩さないという最小限度のそこは守ります

〇説明員(岡田平吉) 調査機能は、文化財の事務当局の中にそれら所管の課がございまして、それら専門

〇委員(中川以良君) 今の私の御質問いたしました点も、今後産業関係としては今のような御答弁では甚だやはり頼りない、いろいろ問題を惹起する虞れがあるように思ひます。又、この点も一つ又委員諸君から重ねて御質疑を願ひたいと思ひますのであります。

〇委員(中川以良君) 経済産業関係に對しての何か基本的なお考え方というものが今のではちよつとわかりかねるのであります。どういふふうにお考えなんでしょうか。どうもただ単に積的な御意見でなく、委員会のものとはつきりした御意見を表明願ひたいと思ひます。産業経済に對するお考え方です。

〇説明員(岡田平吉) 産業経済につきましましては、先ほどから申し上げておりますように、文化財の基本を崩さないという最小限度のそこは守ります

〇説明員(岡田平吉) 調査機能は、文化財の事務当局の中にそれら所管の課がございまして、それら専門

〇委員(中川以良君) 今の私の御質問いたしました点も、今後産業関係としては今のような御答弁では甚だやはり頼りない、いろいろ問題を惹起する虞れがあるように思ひます。又、この点も一つ又委員諸君から重ねて御質疑を願ひたいと思ひますのであります。

〇委員(中川以良君) 経済産業関係に對しての何か基本的なお考え方というものが今のではちよつとわかりかねるのであります。どういふふうにお考えなんでしょうか。どうもただ単に積的な御意見でなく、委員会のものとはつきりした御意見を表明願ひたいと思ひます。産業経済に對するお考え方です。

〇説明員(岡田平吉) 産業経済につきましましては、先ほどから申し上げておりますように、文化財の基本を崩さないという最小限度のそこは守ります

〇説明員(岡田平吉) 調査機能は、文化財の事務当局の中にそれら所管の課がございまして、それら専門

〇委員(中川以良君) 今の私の御質問いたしました点も、今後産業関係としては今のような御答弁では甚だやはり頼りない、いろいろ問題を惹起する虞れがあるように思ひます。又、この点も一つ又委員諸君から重ねて御質疑を願ひたいと思ひますのであります。

〇委員(中川以良君) 経済産業関係に對しての何か基本的なお考え方というものが今のではちよつとわかりかねるのであります。どういふふうにお考えなんでしょうか。どうもただ単に積的な御意見でなく、委員会のものとはつきりした御意見を表明願ひたいと思ひます。産業経済に對するお考え方です。

〇説明員(岡田平吉) 産業経済につきましましては、先ほどから申し上げておりますように、文化財の基本を崩さないという最小限度のそこは守ります

〇説明員(岡田平吉) 調査機能は、文化財の事務当局の中にそれら所管の課がございまして、それら専門

〇委員(中川以良君) 今の私の御質問いたしました点も、今後産業関係としては今のような御答弁では甚だやはり頼りない、いろいろ問題を惹起する虞れがあるように思ひます。又、この点も一つ又委員諸君から重ねて御質疑を願ひたいと思ひますのであります。

〇委員(中川以良君) 経済産業関係に對しての何か基本的なお考え方というものが今のではちよつとわかりかねるのであります。どういふふうにお考えなんでしょうか。どうもただ単に積的な御意見でなく、委員会のものとはつきりした御意見を表明願ひたいと思ひます。産業経済に對するお考え方です。

〇説明員(岡田平吉) 産業経済につきましましては、先ほどから申し上げておりますように、文化財の基本を崩さないという最小限度のそこは守ります

〇説明員(岡田平吉) 調査機能は、文化財の事務当局の中にそれら所管の課がございまして、それら専門

〇委員(中川以良君) 今の私の御質問いたしました点も、今後産業関係としては今のような御答弁では甚だやはり頼りない、いろいろ問題を惹起する虞れがあるように思ひます。又、この点も一つ又委員諸君から重ねて御質疑を願ひたいと思ひますのであります。

〇委員(中川以良君) 経済産業関係に對しての何か基本的なお考え方というものが今のではちよつとわかりかねるのであります。どういふふうにお考えなんでしょうか。どうもただ単に積的な御意見でなく、委員会のものとはつきりした御意見を表明願ひたいと思ひます。産業経済に對するお考え方です。

〇説明員(岡田平吉) 産業経済につきましましては、先ほどから申し上げておりますように、文化財の基本を崩さないという最小限度のそこは守ります

〇説明員(岡田平吉) 調査機能は、文化財の事務当局の中にそれら所管の課がございまして、それら専門

〇委員(中川以良君) 今の私の御質問いたしました点も、今後産業関係としては今のような御答弁では甚だやはり頼りない、いろいろ問題を惹起する虞れがあるように思ひます。又、この点も一つ又委員諸君から重ねて御質疑を願ひたいと思ひますのであります。

〇委員(中川以良君) 経済産業関係に對しての何か基本的なお考え方というものが今のではちよつとわかりかねるのであります。どういふふうにお考えなんでしょうか。どうもただ単に積的な御意見でなく、委員会のものとはつきりした御意見を表明願ひたいと思ひます。産業経済に對するお考え方です。

〇説明員(岡田平吉) 産業経済につきましましては、先ほどから申し上げておりますように、文化財の基本を崩さないという最小限度のそこは守ります

〇説明員(岡田平吉) 調査機能は、文化財の事務当局の中にそれら所管の課がございまして、それら専門

ものが、按官或いは事務官等になつておりましたが、それらの調査専門のものが調査いたし、更に先ほど申しました専門審議会の委員も事実上調査の仕事を担当いたしました、これらの機関で以て調査をいたす、こういうふうになつております。

○西田隆男君 今御説明によると、それ／＼専門の部会が何かあつて調査の必要なる場合は調査してあるということですね。そうしますと他の権利と競合しない場合の文化財の指定に對してこれは問題は起きないと思ふのですが、問題になるのは、他の権利と競合するがごとき文化財の指定という場合において初めてトラブルが起きて来るのですが、そういうトラブルが起きて来ることの可能性も考へて、そのような文化財を指定する場合は経済関係なり、その他の関係については十分な専門的な立場から調査がなされて指定されておりますかどうか。

○説明員(岡田孝平君) 先ほど申しました専門審議会の委員の中には、例えば鉱山関係でありますならば地質関係或いは採掘金関係等の専門の、主としてこれは學者でございまして、そういうような方が入つておりましたが、それらのかたが事実上他産業との関係等につきましても十分に研究しておるといふふうになつておる次第であります。

○西田隆男君 具体的の問題に移りますが、小倉の平尾台が天然記念物に指定されましたときの調査の報告の概要でもあつたらお伺いしたい。

○説明員(岡田孝平君) 只今ここに持ち合せておりませんが……。

○西田隆男君 なければその資料を当

委員会にお出し願ひたい。その上で私の質問を又継続いたします。

○委員長(中川以良君) その資料お出し願ひますか。

○説明員(岡田孝平君) のちほど又取調べましてお出しいたします。

○委員長(中川以良君) 資料をのちほど出すのでありますから……。

○西田隆男君 預いてから質問いたします。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。私からもう一点お伺いしたいのであります。今の資料を拝見すればわかると思ふのであります。今の小倉の平尾台の問題であります。今、会社側は現状変更を申請してゐるのではありませんか、聞くところによりますと、これに對しまして従来の場所と變えて、横のほうから、裏のほうから今度坑道を掘つて採掘する、それは人の土地であつて、そういうことは突

際実行上不可能な現状変更の意思を表示しておられるように承つておりますが、この問題は一体どういふふうになつてゐるのでございましょう。

○説明員(岡田孝平君) 小倉の平尾台の問題は現状変更の申請書が来ておりますので、私どものほうにいたしました。只今慎重に調査いたしておるのであります。文化財の本質であるところの石灰石天然記念物、成るべくそれを傷つけないという観点から、いろいろと申請側の御意見を承り、又申請側といたし、只今懇談いたしてゐる次第であります。只今お触れになりました裏側を掘るといふこと、これは一案でございまして、そういう案が若しも申請者のほうとしてそういうことが実行可能であるかといふふうなことにつき

ましても先般話し合ひいたしました。が、併しこれはまだ結果はまとまつておりません。只今そういうふうな工合にいろいろと申請者のほうともお話し合ひをいたしてゐるような次第であります。

○委員長(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。文化財保護委員会のほうからいづれ資料が出て参りますし、更に本日はどうも事務的な御報告のような御答弁のみでございまして、やはり責任者であるところの委員の出席を求めまして、次回更に質疑をいたしたいと存じますが、如何でございましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それではさうなことに……一応文化財委員会に對する質疑は本日はこの程度にいたしまして、次に通産省側から先般鉱山局長から御説明を承つて、通産省側の御見解は了承しておるんでございまして、本日今までの質疑の模様、又、文化財保護委員側の御答弁等に関連をいたしまして、鉱山局長はどういう御意向であるか。重ねて一つ御当局としての御意思を御表明を願ひたいと思ふのであります。

○政府委員(川上高治君) 先ほど文化財保護委員会の事務局次長からもいろいろお話がございましたが、従来、さつくばらんに申上げますと、必ずしも私のほうとの関係等におきましては、うましくは行つておりません。それは、結局問題は、やはり私は、法律的な欠陥、或いはその運営上の欠陥にあるんではないかと、そう考へるわけでありまして、この点につきましては、先般のこの委員会におきまして、私申上げま

したが、例えば平尾台の問題につきましても、文化財としての地域の指定します前に、十分通産省との関係におきましても、話し合ひした上で、その上でどうしてもいふようなことになつてしまつて、通産省のほうにおきましても納得したところでこれを指定するといふようなことになりまして、恐らく現在におきまして、現状回復等の問題につきましては、問題がございまして、さうなことは、私はなかつたんじやないかと思ふのであります。勿論これから現状回復の問題につきまして、いろいろ御相談しまして、成るべく圓滿なところでこれをまとめて行かなければならぬと思つておられますけれども、やはりさういふような経緯のありましたことは、法律的な欠陥があるのじやないかといふようなふうに考へるのではありません。その法律的な欠陥と申上げますのは、この前も申上げましたように、例えば国立公園法によりまして、公園を指定します場合におきましては、審議会というものがございまして、その審議会のメンバーには鉱山局長も委員として入つており、又農林省からも関係官が入つておまして、その審議会という／＼審査し、そこで決定しましたものが厚生大臣の、これこれによりまして指定をいたしますといふことに相成るわけでありまして、その審議会に各省の者が入つておるといふこと、或いはそれが大臣の諮問機関であるといふような点、或いはどうして厚生省との関係において話がかない場合においては、次官會議なり、或いは閣議、さうした方面におきまして、なお話し合ひの余地があるといふような、或いはこの指定をいたしま

して、鉱業権に對しまして影響がありましたときは、補償の途が開かれておるといふような点、さういふような法律的な／＼の点を或る程度調整しておりました、それによりまして、私は国立公園の指定と鉱業権との関係におきましては、大体圓滿に行つておるんじやないかといふようなふうに考へるのであります。又温泉法につきましても、都道府県知事が温泉を指定いたしました、その地域につきましては、土地を掘鑿してはいかんといふようなことをいたします場合におきましては、あらかじめこの温泉法によりまして、行政官庁と協議した上でやらなければならぬといふことになつております。従いまして協議が整ひませんといふと、結局温泉につきましても、これを勝手に指定したり禁止区域にしたり、さういふことはできないわけでありまして、さういふ途が開かれた、さういふ点に極めて私は重大な問題があるのじやないかと思ふのであります。この文化財保護委員会の関係におきましては、私のほうにおきましても又委員会の事務局におきましても、いろいろ圓滿に解決するように努力はいたしておりますけれども、今申上げましたような国立公園法とか或いは温泉法がさういふような法律と同じような仕組みになつていない。協議してやらなければならぬといふような規定もありませんし、又、委員会の委員は、その道のエキスパートといふことになつておりました、産業界、その方面からの委員を出すような規定にはなつておりませんし、又先ほど申しました補償の規定もありませんし、或いは文部大臣の管轄下にはありませんけれども、文部省の外

れば東京高等裁判所、更に最高裁判所に提訴ができる、という大く分けましてこの三つであります。

そのほかにも一つは土地収用法によりまして、建設大臣が土地の使用或いは収用につきまして訴願がありまして場合にはその訴願を裁定する場合に土地調整委員会の意見を聞いて必ず裁定する、こういったような規定、この規定に基きまして土地調整委員会が建設大臣に意見を具申するといったような事柄が土地調整委員会の権限の概要であります。

それでは今の調整の問題であります。これについて一つ問題があるのであります。それはどういふ問題かと申します。鉱業を行います場合には通産局長限りで行えない場合が非常に多いのであります。例えば今問題になつております文化財に指定されましてその地域内で鉱業を行います場合には文化財保護委員会の許可がなければならず、これは又砂鉄、砂鉄、そういつたものを川で掘ろうとするとこれは河川法によりまして知事の許可がなければこれは掘れない、或いは国立公園の保護地域に指定された地域内でありまして、これは厚生大臣の許可がなければ掘れない、或いは農地をつぶしてそこに鉱業のいゝな建物を作ろうとか或いは保安林の中で鉱業をやるといふ場合にはやはり農林大臣とか或いは府県知事の許可がなければ掘れないのであります。そういったような場合に今問題になつております鉱業権そのものにつきましては通産局長が鉱業権を設定して、それに不服があつて、土地調整委員会においてその処分はよろしいという裁定をしており

ながら、ほかのほうの法律で許可を要する場合に、そのほうの法律の主管官庁だけの権限で現在一切の処分が左右されておりますので、例えば前申上げました鉱業権はよろしいと言いました場合には、その鉱業を実施しようと思ひまして保安林の中で掘ろうというときには農林大臣の許可が要する。そうしますと農林大臣がそれに対して不許可をするということになります。土地調整委員会が最初その鉱業権を認めようとした場合にはその保安林の關係も考慮してそれはよろしいという判定がしてあるのであります。農林大臣の処分が土地調整委員会に關係なしに行へるという結果、そこに鉱業権がありながら行へない鉱業権ができてしまふ。こういったような矛盾を招来いたしますので、土地調整委員会といたしましては去年足見いたしましたのであります。発足以来そういったことに気がついたもので法律の改正の都度そういったようなアンバラスを直して行くということで交渉をして参りまして、昨年国会を通りました農地法の改正とそれから森林法の改正が行われたのであります。その際に農林省と話し合ひまして農林大臣がその処分、今申上げましたように鉱業権者が鉱業をやろうと思つて保安林の中で許可を申請する、そうするとそれが不許可になつた、或いは逆に許可になつたというような場合、そういう場合にそれに対する不服のある人は土地調整委員会に不服の裁定を申請できる。そうしてそれに不服があれば東京高等裁判所に、更に不服があれば最高裁に持つて行けるというふうに農地法と森林法に

おきましてはそういうふうに改正がなされました。それからあと一つは法律が昨年提案が準備されておつたのであります。その際にそれ／＼お話をいたしまして交渉をして参つておきます。従ひまして今後文化財の問題につきましても今文化財保護委員会のほうにも私のほうからそういった点に持つて行くべきではないかということをお申入れております。なお国立公園のほうにもそういう話を持つて行つておきます。そうして改正の都度そういう方向に持つて行きます。そうして國家といたしましては処分の一貫性を持たすというふうな持つて行くべきではないかというふうな考へております。

○委員長(中川以良君) 御質疑ございせんか。別に御質疑もないようでありますから本法律案の審議は本日は一応このくらいで打ち切りをいたしまして、次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございせんか。

○委員長(中川以良君) それではさうに決定をいたします。

○委員(中川以良君) この際先般九州並びに中国におきます災害に關連をいたしまして産業關係に如何なる影響を及ぼしておるかという点につきまして、政府側の御説明を伺いたいと存じます。

○政府委員(古池信三君) 只今委員長からお尋ねのございました最近の九州、中国方面の水害につきまして、御報告申し上げます。本省からは保官を派遣いたしましてその報告を取り、又現地の通商産業局からも報告が参つております。日々報告が来ておりますので、詳細なる資料はございますが、それを要約いたしましてここで御報告いたしたいと存じます。現在まで判明いたしました状況は大体的なものであります。炭鉱につきましては、何分交通、通信の杜絶等から調査の十分なる所もありませんので、なお今後若干の増加が見込まれるものと御承知願ひたいと存じます。

最初に炭鉄關係を申し上げますと、九州並びに宇部地方を含めまして炭鉄の被害としては百九十二坑でございまして、その内訳は、全坑水没いたしましたものが百四十九坑、一部水没いたしましたものが二十九坑、坑外施設の被災を受けたものが十四坑となつておるのであります。なお貯炭の流失量は目下不明でございしますが、山元におきましては相当量に上る見込であります。現在のところ出炭減は約十二万トンと推定されるのであります。石炭の供給につきましては、目下北九州の港頭貯炭は百二十万トンあります。なお北海道、管轄地方は損害がありませんので、大口消費地貯炭も相当量あります。差当り需要に及ぼす心配はなからうと思われまふ。被害の復旧日数につきましてはおよそ十日乃至六十日程度を要するのではないかと考えられております。

以上が炭鉄關係であります。次に製鉄關係について申し上げますと、八幡製鉄所は二十八日午前十一時頃より一部施設の稼働休止もありましたが、昨日までに全部復旧いたしました。小倉製鉄所は詳細調査中でありまして、小倉瞬間的作業休止の程度で、被害は軽微の見込であります。次に東京製鉄これは鋼索を作つておる所であります。この小倉工場は二十八、二十九両日浸水によりまして稼働休止となりまして、昨日よりは殆んど旧に復して稼働いたしております。なお以上の復旧対策につきましては、詳細なる調査の結果を待つてできる限り早急に講じたいと考へておるような次第であります。

次に発電關係であります。これは二十九日の夜入りました報告によりまして、発電所の停止は、九州におきまして主として筑後川、白川及び大分川流域であります。その停止発電力は十六万キロ、発電所の数にいたしまして三十六カ所となつております。この復旧見込はおよそ二週間乃至長いところは二カ月を要するであろうと予想されております。送電設備につきましては、流失したものが五十基、傾斜いたしましたものが十五基、倒壊が三基、これは主に幹線と申すよりも支線に多いようであります。配電設備にしましては電柱が四千本流失、二千本欠損、倒壊が二千五百本、傾斜が六千本、電線流失が八千七百条、その他細かいところは省略いたします。火力発電所は殆んど被害を受けていないようであります。大体概要以上のように御報告いたします。

○委員長(中川以良君) 今の御説明に對しまして御質疑をお願いいたします。

○西田隆男君 産業被害に對する対策は詳細がわかつてから立てるといふようなお話ですが、詳細がわからないで、もわかつたやつから立てて行かないと復旧が遅れるのですが、通産省としてはどの程度のことをやろうというお考へですか。

○政府委員(古池信三君) 先ほど申し

ましたように、本省から係官も出張いたされておられるが、大体現場の事情に最も通曉しておられる九州で申せば福岡の通商産業局に一応の計画を立てさせまして、至急本省と連絡をとつて、例えば金融措置なりその他資材の措置等につきましてはできる限り早急に善処いたしたいと考えております。

○西田隆男君 電力の発電不能が今十六万キロワットと言われたようですが、電氣を使う産業がどうむつた被害は在庫品の損耗が大部分と思ひますが、九州の地区の産業に使う電力に支障がないように何か特別の方法を考えておられますか。

○政府委員(古池信三君) 電力の關係は、只今入りました報告では、詳細なる点がまだつまびらかになつておりませんが、一応十六万キロの被害となつておるのであります。その十六万キロの内訳をもう少し調べないとわかりませんけれども、発電所によつては案外早く出力だけの回復はできるものもあるかも知れんと思つております。殊に火力は大した被害はないという報告でありますから、十分にこれを活用して停電による産業に及ぼす影響を最小限度にとどめたいと考えております。

○西田隆男君 いま一つの問題は、石炭の問題なんです、貯炭がたかさんあるから石炭の需給の關係には影響はない、これはお説の通りなんです。通産省の石炭行政に対する基本的な方法は、第十五国会で説明された五カ年計画というのが一応出されただけで、その後確定した方策というものはないやうなんです、これはまあこの水害によつて水没した炭鉱の復旧を一応皆経

営者は考えると思うのですが、こういう際通産省としては石炭行政の根本的な策を立ててその策に従つて炭鉱の災害の復旧も考へになる必要があると思ふのです。ただ無意味に、災害が起きたから金を出す、金を出したら石炭が出始めた、出始めた石炭の置場がないというやうなことに又なると國として困るので、そういう方面については一つ通産省の石炭局のほうで石炭行政に対する基本策をきめてもらいたいと思ふのです。それに則つて方策が講ぜられないと、ただ徒らな無意味な救済がなされるだけで、本當に國家のためにはならないやうなことが起らんとも限らないと思ふのです。そういう点古池さんは当委員会に長くおられたのでよくおわかりと思ふのですが、実は通産大臣に尋ねたいのですけれども、ちつとも出て来ませんからね。そういう点は特に注意して、いろいろ陳情があると思ひますけれども、根本策を一つ先にきめて頂きたい。これは私お願いしておきます。

○政府委員(古池信三君) 只今の西田さんのお話、誠に御尤もでございます。通産省といつたしましても石炭業に對する基本的な方策は頻りに検討を加えておるのであります、たまたま不測のかような災害が起りましたので、この災害復旧とも噛み合せまして根本的方策も十分立てて参りたいと存じます。大臣ちよつと所務のために本日は欠席いたしておりますが、御意見の趣きは十分私から大臣にも伝えまして、御期待に副うように努力をいたしたいと思ひます。

○西田隆男君 もう一つお願いしたいのは、炭鉱の災害、農村の災害その他で通産行政に關しての問題だけで結構なんです、相當な失業者が考えられます。これに對しては労働省と一つ御協議下すつて万遺憾なきを期して頂かんと、これは九州にとつては大変な問題だと思ひますので、特にその点御注意を頂きたいと思ひます。

○政府委員(古池信三君) 承知をいたしました。

○西川彌平治君 炭鉱のほうは宇部地区の報告が出ておるやうであります、山口県の宇部、下松、徳山附近に對しましてはほかの工業に對しての損害等がおわかりになつておりましたら一つお願いします。

○政府委員(古池信三君) 只今まで手許に参りました報告に従ひまして御説明申上げますと、昨日の午後に入りました状況は、中国地方の炭鉱の被害状況、水没十三炭鉱、一部水没が三炭鉱、その他の被害を受けたものが五炭鉱で、合計二十一炭鉱になつております。

○西川彌平治君 炭鉱以外のものはどうですか。わかりませんか。

○政府委員(古池信三君) 炭鉱以外のものとしまして、厚狭にありますが日本火薬の工場が浸水をいたしました、これは一週間か十日くらいのおちには稼働開始ができるのではないかと、いふ見込のやうであります。その他のものはまだ入つておりませんので、入り次第御報告いたします。

○豊田雅孝君 今の御報告ですと、一般商工業關係の報告まだ入つておらんといふことかと思ふのであります、炭鉱でありますとか或いは製鉄所、発電所或いは大工場に偏することなく、全般の商工業に對する被害の御報告をお持ちになつていらつしやいますか。

○政府委員(古池信三君) 御尤もなるお尋ねでございますが、何分まだ災害後日が浅いのでありまして、中小企業を調べてその結果を出しましては或る程度の時間的余裕が必要かと思ふのであります。どうしましても差し当り早く判明いたしますのは大工場の分が早いのであります。

なお減税その他の措置について大蔵省に交渉を始めたかどうかという問題であります、これは現地ににおきまして対策本部と同時に、中央におきましても内閣に災害復旧の対策本部を立てて各關係省総合的に最も適當なる方策を立てるといふ仕組になつておりますので、その中央の対策本部において当然減税その他の問題は取上げて至急解決されるものと考えております。

○豊田雅孝君 今の金融措置或いは減税措置などにつきましても、重点産業なり或いは農村にとにかく重点が置かれがちにならうかと思ひますので、從來の例にならずむことなく、一般商工業に重点を置いた災害の報告並びにそれに對する対策として金融措置なり或いは減税措置について常にお考えが願ひ、又その線に沿つての御報告をそのうちお願いしたいと、こういう希望を申上げておきます。

○政府委員(古池信三君) 取りあへずの措置をいたしましては、予備費から応急の救助費を出す予定であります、その後の金融の措置なり何なりは改めて対策本部において練る予定になつております。

○酒井利雄君 そういたしますと、それは何でございますか、融資の意味で金融をなすのですか、幾らか炭鉱などに補助をお出しになる意思があるのですか。

○政府委員(古池信三君) 一般炭鉱その他の産業に補助をしようかということは、これは相當研究を要する問題と考えます。ともかく金融面において相當程度の轉旋をやるということでは第一に考えなければならぬ問題ではないかと、私はさう存じております。

○松本昇君 これは只今豊田委員からお話があつたのですが、この通産委員で私が尋ねるということはどうかと思ひますが、この九州の水害に對しては大蔵大臣として相當業者に對して金融面において考慮するといふお話だつた。支払に對しても多少手形の割引とかさういふものについても商工業者には適當な方法を講ずるといふふうに私承知しておりますが、現在のところにおきましては、この九州の土地におる人に対してはその恩典を施しておるやうであります、問題は東京や大阪あたりから九州のほうに売り込んでおりますその手形が順次もう期日に来ておるわけですか。そうするとその手形を東京なり大阪の業者が割引しておるといふものは、もうその割引手形はそれと出した人が落さなければならぬといふ立場に現在なつており

ますので、被害は九州にありますけれども、その元は東京なり大阪なり出荷した人にあるので、それを何とか緩和してくれなくては、業者としては災害に対しては見舞金は出さんならんわ、不良品は引取らんならんわ、その上手形を落さんならんわということになると実際困るので、九州の人も困るけれど、本当に困るのはどうしてか、メーカーの側が非常に混乱を来ましておられますので、大蔵当局としては大休目が九州にばかり向いて、大都市のその元の出荷した方面に対する金融の措置がどうも銀行業者に聞いてみるというと、それは徹底してないようでありまして、できた一つ通産省から大蔵省のほうに向つてそれに対する措置を成るだけ早く徹底さすように一つ御連絡をとつて頂きたいと思ひます。

○政府委員(古池信三君) 松本さんの御意見誠に御尤もだと存じます。であります、かような災害の発生いたしました場合には何としても第一着手はやはり現地の救済ということが先ず第一に取上げられる問題だと思ひます。従いましてその現地の取引関係等におきましては恐らく第二段ということになるかと思ひますが、私どももいたしまして十分その御意見のあるところは対策本部に申入れまして唯今の御意見に則うように努力いたしたいと存じます。

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。これはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。それはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。それはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。それはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。それはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。それはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。それはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。それはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。それはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。それはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。それはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。それはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。それはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。それはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

○委員(中川以良君) ほかに御質疑ございせんか。それはもう手形などは、御案内のように向うは、支払先もわかっておりますことですから全般に及ぶ問題でありません。その局地に及ぶもの

な、鉱業法の一部改正法律案を上げる、火薬類取締法のやつも上げる、こういうお話ですが、鉱業法の一部を改正する法律案は文化財保護委員会の人に來てもらつて、文化財保護法による文化財保護委員会が完全に機能を果しているかどうかということを出さないと、文化財保護法の改正も、修正も国会で権限を持つていくからいいか悪いかわからずにとやるといふことには行かんと思ひます。従つてその問題のかたがつかなければ鉱業法の一部改正案は最終段階に持つて行くわけには行かんと思ひます。

○委員(中川以良君) 当然さうでございませう。本日その点から特に私も質問いたしておりますので、明後日は一つ責任のある委員に出席を求めましてその点一つはつきりしたいと思ひます。それでなければ当然これは上げるべきではないと思ひます。上げるように努力をいたしたいと思ひます。でありますからどうぞその点御了承願ひたいと思ひます。

○西田隆男君 私は武器等製造法案の提案理由の説明に……

○委員(中川以良君) ちよつと申上げますが、最初に火薬類改正法律案につきまして御質疑を願ひます。

○西田隆男君 衆議院は無修正で通つたのですか。

○委員(中川以良君) 無修正で通つたようでございませう。

○西田隆男君 私はこの前の委員会でも質問したのですが、一年間火薬類を持たして置くといふことは如何に考えても適當でないと思ひます。理窟をいろいろ言つておられますけれども、それは条文を作つたから言つておられる

ので、實際問題としてはそう長く持たして置く必要はちつともないと思ひます。だからあれは手続期間だけに修正して置くほうが無難だと思ひますがね。

○委員(中川以良君) それに対する御答弁ございせんか。

○政府委員(古池信三君) 西田さんの御心配の点も一応は御尤もに存するのではありませんが、取締関係の我々といひまして十分それらの点も考慮し、今までの経験から今回の改正案を練りに練つたわけでありまして、この際は是非原案通り御賛成を頂きたいと思ひます。

○西田隆男君 練りに練られたのであろうけれども、私としては一年間延期したという理由がね、非常に薄弱なんですね、あれはね、それで立法という場合、そういう簡単なことである、変えられるものではないと思ひます。もつと顯著な理由があれば別に異議はございせんけれども、あの理由ではね、そういう必要を認めないです、私は、これは私一人の意見なんです、それから、委員会全部に諮るわけではありませんが、大体これはどこからの要請なんですか、一年の期限を置かなければならぬというものは。

○政府委員(中村辰五郎君) 火薬の処置の問題につきましては従来取締関係からの意見、特にこの取締は府県が担当している問題であります、年二回程度に定時會議を中央で持ちまして法律の実施についてのいろいろの問題について討論をいたしているの、でございますが、火薬の処置の問題につきましましては實際に即してこれを考えますと、或る一つの猟期が終つたという際に、その際直ちに処分をするという

ことを強制することは非常に實際にも即しませんし、又實際に即しません関係から考えても取締を強行するといふことが却つて問題によつては不適当だ、こういう意見が強いので、私のほうとしましては今般ごういつた改正案を提案いたしまして、実情に合致して取締も強行できる、同時に又一年延ばしたことによつてこの火薬の処置が不当に延ばされ、そして却つて社会的危害の原因になる、こういうことであります、そこで考える余地もござい

ます、そのうちたつた影響といふものは考えられませんが、特にこのう改正を提案したわけでございます、特、特殊な団体その他からの要請といふことよりも、むしろこれは火薬取締を実施いたしております地方、都道府県の意見というものが立脚いたしまして立案した次第でございませう。

○西田隆男君 今までの規定の通りであればどういふ都合が起るのです。一年間にしたらなせ都合がなくなるのです。その理由を説明して下さい。

○政府委員(中村辰五郎君) 一年にいたしておきまないと、一つの猟期といふものが、法律的に許された期間といふものがございまして、その期間が過ぎますと当然猟に従事している人たちも結局火薬を処分しなければならぬという義務を強制されるわけであり

ます。併しごういつた狩猟に従つてい

るものは一年の或る猟期だけ行つたうことはございせん、むしろこれをを長期間に亘つて年々やつておるといふものが實際でありまして、そういう意旨に合致してその都度処分を強制して、少しでも持つておればこれ

を強制することは非常に實際にも即しませんし、又實際に即しません関係から考えても取締を強行するといふことが却つて問題によつては不適当だ、こういう意見が強いので、私のほうとしましては今般ごういつた改正案を提案いたしまして、実情に合致して取締も強行できる、同時に又一年延ばしたことによつてこの火薬の処置が不当に延ばされ、そして却つて社会的危害の原因になる、こういうことであります、そこで考える余地もござい

ます、そのうちたつた影響といふものは考えられませんが、特にこのう改正を提案したわけでございます、特、特殊な団体その他からの要請といふことよりも、むしろこれは火薬取締を実施いたしております地方、都道府県の意見というものが立脚いたしまして立案した次第でございませう。

○西田隆男君 今までの規定の通りであればどういふ都合が起るのです。一年間にしたらなせ都合がなくなるのです。その理由を説明して下さい。

○政府委員(中村辰五郎君) 一年にいたしておきまないと、一つの猟期といふものが、法律的に許された期間といふものがございまして、その期間が過ぎますと当然猟に従事している人たちも結局火薬を処分しなければならぬという義務を強制されるわけであり

ます。併しごういつた狩猟に従つてい

るものは一年の或る猟期だけ行つたうことはございせん、むしろこれをを長期間に亘つて年々やつておるといふものが實際でありまして、そういう意旨に合致してその都度処分を強制して、少しでも持つておればこれ

を強制することは非常に實際にも即しませんし、又實際に即しません関係から考えても取締を強行するといふことが却つて問題によつては不適当だ、こういう意見が強いので、私のほうとしましては今般ごういつた改正案を提案いたしまして、実情に合致して取締も強行できる、同時に又一年延ばしたことによつてこの火薬の処置が不当に延ばされ、そして却つて社会的危害の原因になる、こういうことであります、そこで考える余地もござい

ます、そのうちたつた影響といふものは考えられませんが、特にこのう改正を提案したわけでございます、特、特殊な団体その他からの要請といふことよりも、むしろこれは火薬取締を実施いたしております地方、都道府県の意見というものが立脚いたしまして立案した次第でございませう。

○西田隆男君 今までの規定の通りであればどういふ都合が起るのです。一年間にしたらなせ都合がなくなるのです。その理由を説明して下さい。

○政府委員(中村辰五郎君) 一年にいたしておきまないと、一つの猟期といふものが、法律的に許された期間といふものがございまして、その期間が過ぎますと当然猟に従事している人たちも結局火薬を処分しなければならぬという義務を強制されるわけであり

ます。併しごういつた狩猟に従つてい

るものは一年の或る猟期だけ行つたうことはございせん、むしろこれをを長期間に亘つて年々やつておるといふものが實際でありまして、そういう意旨に合致してその都度処分を強制して、少しでも持つておればこれ

を強制することは非常に實際にも即しませんし、又實際に即しません関係から考えても取締を強行するといふことが却つて問題によつては不適当だ、こういう意見が強いので、私のほうとしましては今般ごういつた改正案を提案いたしまして、実情に合致して取締も強行できる、同時に又一年延ばしたことによつてこの火薬の処置が不当に延ばされ、そして却つて社会的危害の原因になる、こういうことであります、そこで考える余地もござい

ます、そのうちたつた影響といふものは考えられませんが、特にこのう改正を提案したわけでございます、特、特殊な団体その他からの要請といふことよりも、むしろこれは火薬取締を実施いたしております地方、都道府県の意見というものが立脚いたしまして立案した次第でございませう。

○西田隆男君 今までの規定の通りであればどういふ都合が起るのです。一年間にしたらなせ都合がなくなるのです。その理由を説明して下さい。

を取締るというよりなことは、煩に過ぎる一面実益のないことである。同時に一年延ばすことは次の猟期にこれを使うというこの関連がありますので、そういう工合にいたした次第でございます。

○西田隆男君 それが僕にはわからんのです。猟期ごとに火薬を使う、これはわかる。そうすると半年ごとに仮に猟期があれば、半年たてばあと半年は猟期がないから火薬を使わなくてもいい。その使わない火薬を各家庭に保存させておくほうが、より治安上よろしいという考え方が私にはわからん。一年にしても一年半にしても同じだと思う。それを半年であるものを一年に延ばしたなら安全か。問題はあなたのお話を聞いていると手続上の問題だ。事務的な処理をする問題だ。その問題だけのために、危険物である火薬を日本の家庭に幾らかでも温存しておくというこの危険のほうが私は大きいと思うのです。だから一年にしたという理由がはつきりわからんので、非常に細かな問題です。ありまけれども、雇用する者ができてきた場合、或いは余計にあれば余計に過失が起きて来る。そういう場合の弊害、損害、ただ個々の火薬を使う一部の人が手続上或る程度面倒だということだけであれば、手続の期間を延ばすということだけでいいはずである。それを一年にしなければならんという理論的な要素は何もない。そういう意味で私はお尋ねしている。その点の説明を納得の行くようにしてもらいたい。余りに私は便宜の過ぎると思う。

とによつて火薬を自宅に保存しておくというところが原因になって事故が起きるときに責任は大体誰が負うのですか。

○政府委員(中村辰五郎君) こういう火薬を常時使う仕事に従事してありますのでございまして、火薬の保存なり、そういうことについては他のいわゆる全然関係のないかたにこういう期間を猶予するというようなことにはいたしません。保安上の危険はないと私は考えます。同時に或る一定期間だけに使い残った火薬をどうしても法律上処分しなければならんという形においておくことが、いかかもしない処分をすることになります。却つて治安上の問題もありまします。むしろこういう火薬そのものを常時使うことに馴れ、又それを販売なり或いはそういうつたことに馴れておる関係者でございまして、むしろこういうつたものを法律上保有し得るといふことの権利を与えましてその権利に十分留意させることがむしろよいじゃないかという工合に考へて、こういう改正措置を出したわけでありま。

○西田隆男君 大体の中村さんの考え方はわかりますが、そうしますと今までの答弁を素直に聞きますと、半年ごとにしたら残った火薬はいいものでない。一年ごとにしたら安全だということに聞える。残存火薬の数量は届出はさせるでしょう。そうすると翌年火薬を今度買入れます場合、使用火薬は、それは一定の猟期間のその人の消費量から残存火薬を引いた量だけしか売らんのでしょう。そうなければあなたのおつしやることは一年でなくとも半年で

も結構同じだ。何も意味なさんと私は思うのです。

○政府委員(中村辰五郎君) 今の場合の販売の制限というこの規定がございせんので、只今の御質問のような翌年の猟期には保有してあります火薬を差引いて売るといふような法律的限制はございせん。ただ一年がいかか半年がいいかという問題になります。又猟期のことも考えます。ただ最短期間の保有期間を法律で猶予すればいいじゃないかというようにも考えられますのでありますが、一年といたしました根拠は大体次の猟期でも使ひ得る、保有することによつて使ひ得るといふような法律的状态を考へて一年としたわけでありまして、それが現実的に六カ月で次の猟期に行く場合もありましようし、いろ／＼な具体的場合もあると思ひます。ただ私のほうの実際の事情を考えますと、一年の保有期間を許しておきますれば大体実情に即すると考えた次第でございまして。

○西田隆男君 又今新しい問題が起きたんですが、買入の数量に対する法的な規制はない、こういうお答えでした。そうすると次に買入ますときに、猟期は年に二回あるでしょうが、半年後に残存火薬が相当数ある。併しその半年の猟期の後には又以前のようにならざるを得ない。これを買入るとすれば、一年後に残存火薬数量というものは余計に使われない限りだ、多くなつて行つておる。こういう結論が出るのですが、そうするとこのほうがより安全だといふことはどうにも私はわからん。でも法的な規制でもあれば残存火薬を差引いて販売をするということになるのだから、一年後には半年後と同じ状態に

なるのは理論的に考えられる。今の話じや余計に殖えることは考えられても減るとは考えられない。

○政府委員(中村辰五郎君) 只今の猟期と猟期との間は九カ月程度になつておりますので、まあ一年ということにいたしたいと思ひます。なお量が漸次殖えて行くにやないかという問題になります。が、もと／＼狩猟者の使用する火薬というものは悪意があつてそういうことをすれば別でございまして、が、やはり一つの猟期に対するその人の考え方というものはおのずから普通に通に考えます。そう不適当に多量に買込むというようなことは考える余地がございせんので、我々として普通の状態を考慮いたしまして、こういう保有期間を猶予するという行方方が適当だ、こういう工合に考へておる次第でございまして。

○西田隆男君 あなたの説明で一応了承しておきます。私は必らず弊害が起きて来る、そう考へておりますが、弊害が起きて来た類例がないとあなたがなか／＼納得されんようですか、まあ併し私の考へておるような弊害の生じないやうに万全の策をとつてもらふということ、譲歩しておきます。

○石原幹市郎君 この前伺つたことに関連するのですが、今年の春東京都下で大災害があつた、それから又数日前も何か又煙火工場なんかで大きな災害があつて数人の死亡者が出たやうなことがあつたのですが、この頃の火薬類の取締はどういう機構でやつておられるのですか。

○政府委員(中村辰五郎君) 御質問の煙火工場の大きな災害は本年の二月十

四日にございまして災害のあとに、つい最近新聞紙上に出ておつたというのは、お話の記事は恐らく煙火工場ではございせん、これはメチルエチルケトンという特別の化学薬品を使つて工業用の試験を作つております工場の災害かと考えます。

只今の御質問の一般的な監督の仕方では、或る一定の火薬の工場に使用し、停滯量と法律語を言つておりますが、或る一定の停滯量以上の大工場は通産省が直接監督いたしております。その量に達しせんものは、都道府県にほうに委任して監督せしめております。それで火薬の事故の趨勢から申しますと非常に問題は大きいのであります。が、我々の監督という見地を離れて火薬というものの取扱についての知識というやうなものが特に終戦後におきましては徹底しておらん面も感ぜられます。で、地域的に、プロシヤに或いは府県単位ごとに講習会というやうなことを随時、或いは定時にやつております。今までも講習会等々やりました回数に年間をいたしまして全国で百三十数回にも及ぶやうな状況で指導いたしておりますが、今日なおまだそういう普及に對しまして、先般来只今申しました府県別に一つのプロシヤ協議会というものを作り、或いは府県の単位ごとに業者を集めて、突際起つた災害の実情等を事実を以て説明しつた取締の要綱、或いは業者が注意しなければならん点を指導しておる状況でございまして。

○石原幹市郎君 災害事故一覽表を見ましても非常な、昔と今日比べてみて

の製造業というものはどういふ範圍をお考へになつておるか、或いはM S Aの問題も最近活潑に取上げられておるようですが、日本の保安隊或いは警備隊等が使う武器を生産することとが主になるのか、或いは海外に武器を生産して輸出をするということが主になるのか。そのいずれを主に大体お考へになつて、この制限を加えようとするのか、それを一つ御説明を願いた

○政府委員（古池信三君）MSAの問題が、お尋ねにございましたが、これは御承知のように、これからMSAの援助を受けるかどうかその交渉を始めようとする段階にあるのでありまして、その結果の如何によつて、又考え方も多少は變つて来るかも知れませんが、現在の段階といたしまして、我々はMSA援助によつて大きな変化が来るとは今のところは考えていないのでありまして、それかと言つて、大々的な武器製造国となつて、大いにこれを海外に輸出して行こうというほどの積極的な意図もないものと考えております。又国内の保安隊警備隊等をこの武器製造能力の拡大によつて、飛躍的な成長を図らうと、あるいは他國も、通

産省としては勿論持つておらんのであります。ただ、我々といたしまして、何としてもこの外貨を獲得して経済の安定に寄与せしめねばならんという観点から、この際需要があれば、相当な程度においてこれに応じ得る製造業を育成して行くということは、現下の段階としては必要且つ適当であらうというような観点からこの法案を提出した次第であります。

半の御答弁とは非常に大きな食違ひがあると思う。最後に言われた外貨獲得を目的としてということになると、私が後段に申し上げたように、輸出する武器を造るということに基準を置いてこの制限を加える、こういうふうな受取れるのがね。私がお尋ねしてしまふのは、日本の保安隊や警備隊が使うものを主として日本国内で製造するのだ、そうして余力があれば、海外に輸出をするのだという考え方で制限をされるのか、或いは海外に輸出をするのと、今あなたがおっしゃったように、大いに外貨を獲得するというこのために武器を生産するのを基準に置かれるのか。これは非常に重要な問題だ。通産委員会の問題でなく、これは予算委員会の問題であると思ひますが、古池政務次官は練達雄能の士でありますから、その点誤解のないように願ひたい。

○政府委員(古池信三君) 唯今外貨の獲得と申し上げましたのは、海外に大々的にこれを輸出いたしまして外貨獲得をしようという意味よりも、むしろ現在日本には駐留軍が滞在しておるのであります、その必要とする武器を我が国において製造して提供する、この意味において外貨の獲得に役立つと、かように申し上げたので、ですから、その意味において御了承願ひます。

○西田隆男君 そうしますと、今あなたのお話は、アメリカ駐留軍に武器を供給するのだという意味ですね。日本の保安隊警備隊は、今まではアメリカから武器弾薬その他が皆恐らく無償交付を受けておつたのでしよう。これが今MSAの問題で問題になつてゐるようであります。これから先は日本で生

産しなければならぬ、日本で武器も弾薬も供給しなければならぬという段階になつて、只今のあなたの言つたことを悪くそのまま解釈すると、保安隊、警備隊の使う武器は勿論、その上に、駐留軍が使うものまで、大体製造するということの基本精神として制限を加えるのか。そうして余つたものがあればなお海外に出すというふうな受取れますね。そうしますと資料として出ております年間四千五百万ドル程度の発注があつておつたという金額は、四千五百万ドル程度受注できるだけの態勢が日本の武器製造業だとかで作り上げたことになるかどうか。或いは一億になるか或いは一億五千万ドルも外貨を獲得するような武器の製造業をやらなければならぬのか。これは日本のMSAの問題と関係ないとおつしやるけれども、MSAの問題と大きな関連性を持つて、将来武器の製造業者の措置がなされるという実態が生じて来ると思ふのであります。この点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(古池信三君) この問題はなか／＼大きな問題で私がお答えするに果して適當であるかどうか存じませんが、考えますのにMSAの問題はこれは日本としても相当重要な問題で、且つ只今交渉に入つたという段階に過ぎませんので、その条件等はどうかいふふうになるかと、又今後の問題にいかにかつてゐるものであります。併し我々といふふうにはさうな情勢が今後どういふふうに変動したにいたしましても武器製造業といふものを認め、これを合理化して行くという見地から申しますならば、ここに御提案

申しましたような程度の法律はどうしても必要じゃないか。その裏付けとなる生産の数量その他については、これは今後の客観情勢如何によつておのずから妥協なところに着ちつて参るのじやないか。かように思ふのであります、この法律自体をいたしましては只今申しましたような趣旨において御審議を頂ければ非常に仕合せだと考えます。

○西田隆男君 私はまだ法律案の内容の条文に入つてお尋ねしてゐるのじやなくて、この提案理由の説明の概略についてお尋ねしてゐるのでありますから、その点で一つ御答弁を願ひたい。

今あなたのおつしやつたように非常にこれは重大な問題なのであります。究極するところは日本の産業構造の問題までも含めなければならぬというほどこれは大きな問題だと思ふのであります。一旦この武器の製造というものを許し、武器の製造を法律で認められる、これはあなたがどういふ基本方針で制限を加えられるかはわかりませんが、その企業の成立つて行く程度までは武器は生産しなければならぬ。でなければ國が保障しなければならぬという段階に追込まれることは必至であります。通産大臣が権限を以て許可、不許可するということには一応なつてゐるようでありますが、その許可、不許可といふことは武器を造るのに適當であるかどうかという不許可、許可であつて、その武器を製造する量までも通産大臣の不許可、許可といふことにはならない。そこで提案理由の中に書いてあるようなことについて考えなければならぬようなことになつて来る

のじやないかと思ふのであります。また提案理由でありますからそうつきつめて古池さんに尋ねたいと思はれますが、これは通産省としてもただ事務的に御判断なすつて、そうしてこの武器製造の許可、不許可をお考えになることよりもつと根強くお考えになつて、法律案そのものをお作りになつて、政治的に本当に大きな問題が将来この法律案に生じて来やせんかという疑念を多分に持つのであります。そういう点は古池さんに御答弁を頂かなくとも結構であります。自由党内閣のほうで一つ十分にこれをお考えになつて、この法律案の通過のときにはいろいろ問題になると思ふのであります。一応今日はこの程度で打切つて置きますが、御研究をして頂きたいと思ふのであります。

○白川一雄君 第三条に「工場又は事業場ごとに、その製造をする武器の種類を定めて」とありますが、これはここに品目についての許可を要するのですか。その種類ということについてお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(菅澤大義君) お答えいたします。第三条の武器の種類は、武器の定義を第二条で規定をいたしてあります。この定義の種類に従つて定めるといふように現在考へておる次第でございます。

○白川一雄君 例へば、弾丸のように、サイズが違ふものを、このサイズはどこへ許可する、このサイズはどこへ許可するといふように、サイズまでをきめて通産大臣が許可するのか、総合的に工場がどういふものを造る適格性を持つておるといふことに重きを置いて考へていいのか、これをお尋ねし

たいと思ひます。

○政府委員(菅澤大義君) サイズについて種類別にするかというお尋ねだと思ひますが、サイズ別にまでは武器の種類については考へないという方針であります。

○白川一雄君 そういたしますと、その工場でどういふものを造れるという適格性を通産大臣が許可するののか、商品を生じつときめて許可するののか、これが今後の非常に大きな分岐道になるように考へるのであります。その点もう一度お答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(菅澤大義君) この許可の基準は、非常に重要な事項であります。るので、大きな基準につきましては、法律の第五条で明示をいたしてあります。が、お尋ねのような更にこの細部に亘る許可基準といふものは、当然あるべきだと思ふのであります。非常重要な事項でありますので、これは法律にも規定がございますが、武器の製造についての審議會を設けまして、そこで一応細部に亘る基準を取極めて頂くといふ考え方をいたしておるわけでありまして。従いまして、一応今のお尋ね等に関します問題も、その委員会でおきめを願ひたいと思ひます。が、まあそのときの原案として一応お出しするものであれば、こういうものといふような趣旨で御了承を願ひたいと思ふのであります。

○白川一雄君 同品目の受注希望者が多数あつた場合に、何を標準に置いてそれを製造する所を決定するか、その標準を承わりたい。

○政府委員(菅澤大義君) その場合の許可基準の大分類につきましては、第

たいと思ひます。

○政府委員(菅澤大義君) サイズについて種類別にするかというお尋ねだと思ひますが、サイズ別にまでは武器の種類については考へないという方針であります。

○白川一雄君 そういたしますと、その工場でどういふものを造れるという適格性を通産大臣が許可するののか、商品を生じつときめて許可するののか、これが今後の非常に大きな分岐道になるように考へるのであります。その点もう一度お答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(菅澤大義君) この許可の基準は、非常に重要な事項であります。るので、大きな基準につきましては、法律の第五条で明示をいたしてあります。が、お尋ねのような更にこの細部に亘る許可基準といふものは、当然あるべきだと思ふのであります。非常重要な事項でありますので、これは法律にも規定がございますが、武器の製造についての審議會を設けまして、そこで一応細部に亘る基準を取極めて頂くといふ考え方をいたしておるわけでありまして。従いまして、一応今のお尋ね等に関します問題も、その委員会でおきめを願ひたいと思ひます。が、まあそのときの原案として一応お出しするものであれば、こういうものといふような趣旨で御了承を願ひたいと思ふのであります。

○白川一雄君 同品目の受注希望者が多数あつた場合に、何を標準に置いてそれを製造する所を決定するか、その標準を承わりたい。

○政府委員(菅澤大義君) その場合の許可基準の大分類につきましては、第

五条で法律で技術上の基準、或いは保管設備の要件、或いは経理的な基礎というふうなものを示しておるのであります。が、こういうふうな条件が仮に同一でありましても、多数のものがあつた場合にどうするかという問題であります。が、その場合には、そのときの発注状況、又製造能力の経済界とのバランスというふうなものから勘案いたしまして、著しく過大にならないようにという基準を第三号に規定いたしておるのであります。が、そういった見地から、余り多数のものが製造許可を出されましても、著しく過大になるという場合には、そのときに全部が全部許可にはならないというふうな取運びになるというふうな考へておるわけでありま。

○白川一雄君 現状は、過大になるのを恐れるよりも、業界は過大になることを希望しておるのが現状と申すのであります。この基準を明確にして頂きたいという私のお尋ね申上げる趣旨は、一部に偏在するといふ事柄について我々は注意しなければいかんのではないかと、というのは結局大会社が許可を受けやすくして、小会社が振り落されるという虞れに対する懸念からお尋ね申上げておるわけなのであります。第五条の基準についてもお尋ねする考へておるのでございますが、あの基準の技術上の基準については、これは細かく細則をきめてもらいせんか、個人的にこれをきめられると、結局結果は大会社のみが注文が集中して、小会社が振り落されるという懸念があるのではないかと。特に日本の現在、技術が低くて、これを向上するのに苦心しておる際でありますから、余りにシビ

アな基準をこしらえるということも、結局大企業自体を偏重するといふ結果を生みやしないか、こういう点から、第五条の技術上の基準ということにつきましましてはこの字句だけでは簡単に判断できないので、これについては細かく規定をして頂かないか、そういう懸念が持たれるのではないかと、こういう点についてお尋ねいたしたい。

○政府委員(斎藤大蔵君) 御尤もな御意見でありますので、相当細部に亘つての基準を作る必要があるかと思つております。

○白川一雄君 第二十二条の点でございますが、使用する武器の修理を行う場合についてはその限りでないといふ意味をお尋ねしたいたしたいのですが、これは国の職員がこれを行うといふことを意味しておられるのでありましようか、どうでしょうか。

○政府委員(斎藤大蔵君) この国の職員と申しますのは、保安庁又は警察関係において自から処置いたしておるような修理の場合の規定をいたしておるようなわけでありま。

○白川一雄君 それでは極く小規模の修理であつて、大きな設備を持つた計画的修理ではないと解してよろしいのでございませうか。

○政府委員(斎藤大蔵君) 大小の問題は、具体的な規模に基かないと、はつきり言明はできませんと思ひますが、保安庁等がやります場合には、一定の修理計画というふうなものがある、その修理工場を設けするといふ場合も考えられると思ひますが、一般的には大きな大修理工場ができるというふうなことは想定いたしていいわけでありま。

○白川一雄君 私のお尋ね申上げる趣旨は、新しく新設してそういうことをやらせるならば、民間にそういう工場がたくさんあり過ぎて困つておるのだから、民間事業を利用すべきほうに重点を置くべきでないか、新しく買込んで経費をかけてそういうものを新設することを成るべく避けて、民間工場を利用するように持つて行つて頂きたいという趣旨でお尋ね申上げておるわけ。

○政府委員(斎藤大蔵君) 通産省といひましては、勿論今のお説のような趣旨で方針をきめて参りたいといふふうに考へておられますが、ただ場合にによりまして、保安庁等の立場で民間の修理工場の修理に任しておつては目的に達しないといふような場合で折合ひがつかない場合もあるかと思ひますが、基本の通産省の態度といたしましては、お説の線に沿つて参りたいといふふうに考へておられます。

○白川一雄君 最後に二点、我々の懸念を申上げたのでございませうが、先ほども申上げましたように、工場の適格性といふことで広汎的に認めるというようにして頂かないか、昔の統制に、官庁の極端な統制に逆行して行くといふことになりはしないか。又、官庁の支配力が余り集中し過ぎやせんかという点が懸念される一つでございませう。

それからもう一つは、武器製造法と申しましても、大体言い換えれば特需と、こう解してもいいように思ふのでございませうが、従来、特需といふのは、各目独立して、単独に発注者と契約を結んでおられますので、官庁がその間に介在しておる事実は我々のやつて

おります範囲ではないのでございませう。アメリカ側は日本官庁が介在することを嫌つておるうちに我々は見受けるのであります。又、官庁のほうも介在して世話をみてやろうといふ空気を我々見たこともないのでございませうが、それで、急に掌を返したとて官庁にそれを統制するといふ事柄がうまく切替へが行くかどうか。我々のやり仕事といふものは、生き物で呼吸しておるので、余り中間で息を切らしてしまふといふことになりますと、事業に重大なる支障を来しますもので、この二つの懸念に対しまして、当局の御意見を承わらして頂きたいと思ひま。

○政府委員(古池信三君) 只今のお尋ねの件であります。我々といひましては、いわゆる統制経済といふものについては反対でございませう。大体において事業活動は国民の自由に行つて行くといふのが今後のあり方であると思ふのであります。が、併し、この武器製造業のごときものにつきましては、この目的に掲げましたように、或る場合には事業活動を調整し、これによつて公共の安全を確保するといふような必要もあつたので、そういう程度において監督をして参りたい。かように存じておられますので、曾つてのごとき統制経済を復活しようといふ意図は全く持つておりません。又、契約の場合に、そこに官庁が中間に入つてどうこうというふうなことも、できる限りそれらのことは排除して参りたいと考えております。

○白川一雄君 この法案は介在することとが目的になつておる法案のように解しておるのですが、そうすると従来の通りやるというわけにはこの法案が出ると行かないのじやないかと思ふのですが、そうでないのでございませうか。

○政府委員(斎藤大蔵君) 契約に介在する政府のまゝ運用の問題に私はなろうと思ひますが、まあ現在出資受注と言われております。いづれに問題を一応この法案の規定によつて問題をなくそうといふ考へ方になつておるわけでありま。が、従つてこの契約を届出られまして、それに基いて不当な価格、出血価格とよく言われますが、そういうふうなものによつて混乱を来たしましたような場合には戒告をすることができるといふことになつておる。そのので、戒告をするかしないかといふところが問題になるのであります。が、製造なり販売の契約をしていいかどうかといふところは政府がそれにタッチをいたさないわけではございませう。介入と申しましても、契約の成否に係するといふ程度のものでございませう。経済的な運行における阻害をするといふような事態は起らないといふふうに考へております。

○白川一雄君 少しこの特需の実情と違ふような点があると思ふのでございませうが、現在の特需といふのは発注者がその製造する工場を調べまして、適正であるとして直接商社も介在させないで注文を出しておるのでございませうが、そうなたたのをこの法規に基いてその工場は日本政府のほうで適当にあらずと、こういう場面が生じたときに、その注文は製造することができないのかどうかという問題が起つて来ると思ふのです。

○政府委員(斎藤大蔵君) 現在武器の

発注は、御承知のように、先ほど来政務次官からも説明がございましたように、現在の事態としては、これは駐留軍の発注が大部分であります。駐留軍が発注いたします武器についての制度は、御承知のように入札制度をとっております。従つて、この入札に参加するかどうかという問題であります。これがまま非常に多数のものが入札に参加をいたしました。徒らに競争の弊害を惹起いたしておるというふうな状況なのであります。現在におきまして、無論、発注者の側においても製造者の内容を調査いたしておるかと思ひますが、通産省においても向う側と話し合ひの上、メーカーの経営内容、製造能力等詳細に調査をいたしまして、入札に参加しますものにつきまして通産省が適格者を特選して向う側に通知をいたしておるわけでございます。その適格者の中から入札に参加されて入札するということ最近の運行になつておると思ひます。その際に入札しても通産大臣の許可がないとできないじやないかというお尋ねかと思ひますが、そういう入札に参加して入札が可能であるというふうな状態のときは、やはり製造業者としても通産大臣の許可があることを前提とするわけでございます。入札は落ちたけれども製造業者としての許可が下りないというふうな事態は起きないじやないかというふうな考へておるのであります。

○西田隆男君 今の二十二条について関連質問をしたいのですが、この条文を読んでみますと、この職員の法令に基き職務のために所持し、又は使用する武器の修理の事業を行う場合について、この限りでない。という字句が使つてあるのですが、日本の保安隊、警備隊が日本で製造されたところの武器を使つて、そうしてまあ特車と、大砲と、いろいろの武器があるのですが、その修繕をする場合は昔の兵器廠みたいな保安隊警備隊の中に修理工場を作るといふ意味ですか。民間の業者には一切出さないということですが、これは……

○政府委員(斎藤大蔵君) 先ほど白川さんの御質疑のときに申し上げました通り、通産省といたしましてはできるだけ民間工場設備を利用したいつもりであります。お尋ねのように保安隊、或いは国警等において、みづからその工場を持つた持たないかという問題は、まだ何ら具体的にそういう問題として我々のほうと交渉したことはありません。ただ将来多少、自分のところで工場を持たなくとも修理をするというふうなことは実際上起りますので、この法案の立案に当りましては、そういう意味のものもこの法案では直ちに許可が必要ということになりますので、それは余りにも煩瑣であるというふうな意味から、但書の規定がありますので、お尋ねの趣旨のような工場的なものをここですぐ作る、全くそれに依存して民間には出さないのだというふうなことは保安隊とも何ら打合せはしたことがない状況でございます。

○西田隆男君 今はないでしよう。今はやつてないのですから……。ただこの法案の条文の掲げておる意味が、今あなたのおつしやつたような筆跡の一部分の修理をするという程度のものであればこれは問題じやないのですが、この条文では国の職員が職務のために所持し、又は使用するものとあつて、そうすれば保安隊、警備隊員というのが大きく考えられる。それが民間の修理工場というか、製造工場というか、そこに當時発注されるのであればこういう制限を加える必要がない。そうでないという建前に立つてこの条文が掲げられている以上は、一般民間に出すのが常識じやないか。いわゆる保安隊警備隊といふものの武器の補修その他は一切昔の兵器廠みたいなものを作つて、そこで秘密保持の関係からやるのだといふような意味が含まれておるのかどうかこの条文は読めませんね。

○政府委員(斎藤大蔵君) 我々はそれと反対の立案の気持ちでございます。現在も拳銃の修理等みづから若干しておるものがあると思ひますが、それを一々すべて通産大臣の許可ということでは非常に煩瑣になりますので、そういう事態を除くという意味であります。して、工廠において全部修理を一括いたしまして、民間には一切修理をさせないというふうな意味は但書において何ら意図いたしておらないのでございます。

○西田隆男君 武器の製造に対しては厳重な許可制をとるのです。当然国内で使用する武器に対してはやはりこれも厳重な許可制によつて修繕をやらなければならぬ。必ずしも製造ばかりすることが武器を最も有効に使用するという意味じやない。製造と修繕ということは不可分の関係にある。一つのものには許可制をとるというのを、一つは申請すればよろしいというのではどうかと思ひますが、修繕をする場合もやはり相当な設備を要するので

す。今言う拳銃だけなら問題がないのですが、まあ戦車の特車と言つており、特車を修繕したり、大砲の修繕をやつたり、或いはフリゲートの修理をしたり、高射砲の修繕もしなければならぬでしようが、そういう場合に相当の設備がなければ修繕できないと思ふのですが、ですからこの法律案の中に武器の製造修理といふような字句が使つてあれば問題ないのですが、ここには出ていない。修理といふのはこの条文だけで、第二十二条に……、ほかには出てない、条文には、而もこの修理は、国家職員の使うものに対してはいわゆる許可制でないといふことから考へて、今私が言うように、保安隊、警備隊には何か作るといふ前提に立つておるのではないかと、うような疑問が起きて来るわけですね……。

○政府委員(古池信三君) 詳細なる点は局長から御答弁をいたすとして、この二十二条の法律の趣旨から申しまして、私が考えますのは、若し仮に国が相当の規模の製造或いは修理工場を設けて、ここによつて事業をやるとなれば、本文の適用を受けて、国内に適用があるものとすればこれを受けるのだらうと思ひます。その際に民間ならば許可又は認可という言葉を使いますが、国である場合には同じく国がそれに對して承認を与えるという字句の區別をしたに過ぎないと思ひます。従いまして但書のほうは極く例外的に、単に職員が所持又は使用する武器の修理をするという極めて小規模の場合に限定するものと私は解釈をいたすのであります。

○西田隆男君 それは全然逆な解釈じやないですか。小規模であらうはずがない。日本の国で使う武器が相当多量に上るであらうことは、これは今の保安隊、警備隊の内容から見て常軌的に判断できる。この使つてゐる武器の修繕をするのだから決して小規模であらうはずがない。相当大規模に修理をやらなければならぬ段階にある。今日本では保安隊、警備隊のもやつておりますまい。アメリカの駐留軍の管理している工場でもやつてゐるわけですが、それがいつまでもそうされるわけのものでもないでしようし、日本国で造つた武器を日本の警備隊、保安隊が使へば、当然その修理はやはり日本の工場ですらなければならぬということになるでしようから、この条文をお作りになるときには、今斎藤さん言われた通り、そういうことを考えないでやられて、思うが、さつきも言つたように、M S A の援助の問題とか、日本の自衛力漸増を考えた場合には、この条文だけでは非常に不十分である。武器の修繕もやはり同じ武器製造法といふものを作られれば、その中に一緒に入れてや、やはり制限を加えるとか何とかいう条文がなければ、私は不完全ではないかと思ひます。

○政府委員(古池信三君) これは私はちよつと見解を異にするのであります。が、將來若し仮に国が相当規模の工場を設置しようというふうな場合に、この法律の第三条に戻りまして、武器の製造の事業を行おうとする者は、工場又は事業ごとに云々とありますが、通商産業大臣の許可を受けなければならぬ、この許可とあるのが、国だつたらば承認を受けなければならぬ、かように読んで三条の適用を受けるもの

○西田隆男君 それは全然逆な解釈じやないですか。小規模であらうはずがない。日本の国で使う武器が相当多量に上るであらうことは、これは今の保安隊、警備隊の内容から見て常軌的に判断できる。この使つてゐる武器の修繕をするのだから決して小規模であらうはずがない。相当大規模に修理をやらなければならぬ段階にある。今日本では保安隊、警備隊のもやつておりますまい。アメリカの駐留軍の管理している工場でもやつてゐるわけですが、それがいつまでもそうされるわけのものでもないでしようし、日本国で造つた武器を日本の警備隊、保安隊が使へば、当然その修理はやはり日本の工場ですらなければならぬということになるでしようから、この条文をお作りになるときには、今斎藤さん言われた通り、そういうことを考えないでやられて、思うが、さつきも言つたように、M S A の援助の問題とか、日本の自衛力漸増を考えた場合には、この条文だけでは非常に不十分である。武器の修繕もやはり同じ武器製造法といふものを作られれば、その中に一緒に入れてや、やはり制限を加えるとか何とかいう条文がなければ、私は不完全ではないかと思ひます。

○西田隆男君 それは全然逆な解釈じやないですか。小規模であらうはずがない。日本の国で使う武器が相当多量に上るであらうことは、これは今の保安隊、警備隊の内容から見て常軌的に判断できる。この使つてゐる武器の修繕をするのだから決して小規模であらうはずがない。相当大規模に修理をやらなければならぬ段階にある。今日本では保安隊、警備隊のもやつておりますまい。アメリカの駐留軍の管理している工場でもやつてゐるわけですが、それがいつまでもそうされるわけのものでもないでしようし、日本国で造つた武器を日本の警備隊、保安隊が使へば、当然その修理はやはり日本の工場ですらなければならぬということになるでしようから、この条文をお作りになるときには、今斎藤さん言われた通り、そういうことを考えないでやられて、思うが、さつきも言つたように、M S A の援助の問題とか、日本の自衛力漸増を考えた場合には、この条文だけでは非常に不十分である。武器の修繕もやはり同じ武器製造法といふものを作られれば、その中に一緒に入れてや、やはり制限を加えるとか何とかいう条文がなければ、私は不完全ではないかと思ひます。

と私は解釈するのであります。従つて二十二条の但書は、極く小規模の修理だけの場合、かように限定して考へてよいのではないかと思ふのであります。

○西田隆男君 今の議論も、三条を讀んでみると、改造及び修理を含むというのであるから成立たんわけでもないと思ふが、さて拳銃の二挺か三挺か十挺、二十挺ぐらゐを修理するのに、武器修理の条を、二十二条を入れてやることが目体がおかしい。第三条でよいのであれば、第三条だけにちやんときめておけば疑義が起らない。当然武器の修理工場というのは相当大きな設備を持つたものでなければならぬ。それが三条と二十二条を讀んでみて、三条には修理を含むといつてあり、民間の武器の製造修理工場に常時出するものであれば二十二条は要らない。国の職員の使うものであらうと何であらうと、ここでやつぱり修理はするということになる。特に国の職員の使用するものといふような制限を二十二条で表明していることから見ると、これは今言う警備隊、保安隊の専属の許可制でなくて、通産大臣の管轄下に一応ある状態にはなつてゐるが、国のほうは自分のところで修理するということになると、保安隊で修理工場を作る、そうするとそれを承認しなければならぬといふことになつて、やはり昔の兵器廠ができる虞はないかといふことで、私の言つてゐるのは、これは一つなお保安隊なりとも連絡をとつて貰ひて、そういうふうな考へ方で考へるならば、或いは将来考へるような考へがあれば、この法律の審査もつと深くタッチして審査する必要があると思ふのであります。これは勿論MSA援助の問題なんかが出る前にこれは出ておつた法律案ですから、穏やかに気楽に解釈すれば、政務次官の言われた通りで結構だと思ひますが、私は特に苦勞性です。それから、そういう点まで心配しておかなければ、これは一つお話し合ひになつて、この委員会でも、どういふことなのか一通御説明願ひたい。

○政府委員(古池信三君) 只今の御要求がございましたから十分に検討いたしますが、大体、くどいようでありまして、私ども、私の考へは今申し上げたやうなふうな解釈をするのが、この法律を一貫して、素直に讀んだ場合の解釈であらうと存じますので重ねて申し上げます。なお今後只今の解釈に重大なる変更がせられるといふやうな場合には、当然この委員会において十分に御説明を申し上げねばならぬと思つております。

○西田隆男君 今の政務次官のお言葉を私は反駁するわけではありませんが、特に聞き質してもらひたいのは、第三条に書いてある「改造及び修理を含む」といふのは、保安隊や警備隊が使つておるものは全部民間工場へ出して修理させるのだといふことが政府の考へ方であるのかどうか、これを確めてもらへば大体あの問題は解決がつくと思ふのであります。

○政府委員(古池信三君) 只今の点は十分に関係の向きと打合せをいたしまして、次回にでもお答えを申し上げます。

○白川一雄君 ついでにお尋ねしたいのであります。航空機工業について巷間伝へるところでは、通産省と運輸省との間に非常に綱張り争ひがあると

思ふのであります。これは勿論MSA援助の問題なんかが出る前にこれは出ておつた法律案ですから、穏やかに気楽に解釈すれば、政務次官の言われた通りで結構だと思ひますが、私は特に苦勞性です。それから、そういう点まで心配しておかなければ、これは一つお話し合ひになつて、この委員会でも、どういふことなのか一通御説明願ひたい。

○政府委員(古池信三君) 只今の御要求がございましたから十分に検討いたしますが、大体、くどいようでありまして、私ども、私の考へは今申し上げたやうなふうな解釈をするのが、この法律を一貫して、素直に讀んだ場合の解釈であらうと存じますので重ねて申し上げます。なお今後只今の解釈に重大なる変更がせられるといふやうな場合には、当然この委員会において十分に御説明を申し上げねばならぬと思つております。

○西田隆男君 今の政務次官のお言葉を私は反駁するわけではありませんが、特に聞き質してもらひたいのは、第三条に書いてある「改造及び修理を含む」といふのは、保安隊や警備隊が使つておるものは全部民間工場へ出して修理させるのだといふことが政府の考へ方であるのかどうか、これを確めてもらへば大体あの問題は解決がつくと思ふのであります。

○政府委員(古池信三君) 只今の点は十分に関係の向きと打合せをいたしまして、次回にでもお答えを申し上げます。

○白川一雄君 ついでにお尋ねしたいのであります。航空機工業について巷間伝へるところでは、通産省と運輸省との間に非常に綱張り争ひがあると

いうことが非常にやかましい定評になつておりますが、その実情を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(吉澤大蔵君) 運輸省と通産省との間の航空機製造事業法、向うは航空法の施行上綱張り争ひといふお尋ねであります。私は行政的には航空局が向うの仕事主管いたしておるのであります。航空局と重工業局、我々のほうは非常に緊密な連絡をとつて気分の上においてさへも、何らその間に私は間隙はないといふやうに信じております。これは航空局のほうにお尋ねになつても私は同様な意見が向うから述べられることと思ひますが、ただ法律上検査につきましては、製造事業法の上におきまして、やはりこの製造の見地から検査する、それから航空法の見地から、航空の安全という見地から検査をするといふ、この検査がダブつておられますので、業界とされましては二重の検査を受けるというところの問題が生ずるのであります。これを一本の検査体系で参りますと製造業者におかれても便利であるといふ点から、これを一本化したらどうかといふ話が出たのであります。これはいろいろ航空法の審議の経過、或いは製造事業法における審議の経過等に鑑みまして、その話合せがつかなくなつたところからそういうお説が出るのだらうと思ひますが、これも運用におきまして、両方の検査がありまして、ダブルなやうに配慮いたしましたら、製造業者におかれてもそういう面から問題はなくなるというやうに存じておる次第でございます。

○白川一雄君 これは私も戦争中の苦い経験から申し上げておりますので、

私は丁度ドイツにおりましたときに、日本の海軍の飛行機は渡洋作戦ができなければ、陸軍の飛行機が途中でみんなえんこしてしまふといふので、陸軍のかたが三井物産、三菱商事を通してあつち、こつち飛行機を漁つて、最後にはイタリヤからボロ飛行機を高い金で買わされて役に立たなかつたという事実も知つております。又戦争中海軍と陸軍とがまるで敵国のような恰好になりまして、その間に時間的無駄とか、進歩の停頓とか、経費の無駄とか、莫大なものがあつたやうに見えておりますので、日本が今最初から始めなければならぬやうな航空工業において、そういう無駄をさせられたら大変だといふ懸念が先に立つわけでありまして、特にこの生産の面を通産省のほうで堅持して頂かないと、資材面を確保しておられる通産省と離れた所が扱うということになります。苦勞するのは、業界だけであらうと、こう思ひますので、これは業界の一般の希望でもありますので、この点はよほど一瞥意して頂きたいように思ふのでございます。

次に先般大臣の施政方針に対する質問にお答えになつた中に、航空機が輸出産業として適格なものであると考へるから奨励するといふ御答弁があつて、どうもこれは間違つておりました。かと思つて速記録を見たところ、やはりそう書いてあつたのであります。通産省のほうでは、日本の飛行機が輸出できるやうになるのは、一体いつ頃できるというお見込みであるか、そのお見込みを承りたいと思ひます。

○政府委員(吉澤大蔵君) 航空機製造の技術の進歩は非常に目覚ましいものが

あることは御承知の通りであります。極に最近航空機エンジンがジェット・エンジンに相当転化したしまして、ジェット・エンジンの製造につきましては、戦後日本は殆んど空白な期間を経過いたしておりますので、そういうものの生産に追付き、これを追越すといふにはよほどの努力が要するといふやうに存するのであります。

が、従来の飛行機においても東南アジア諸国から引合のまだまとつたものはありませんが、聞きますので、何と申しまして運輸機関といつたしまして、船舶、車両自動車といふやうなものから、スピードの変化といふ意味において、将来航空機の需要といふものが相当多いだらうといふことは想像されまふので、そういう面において日本の航空機事業が海外に対する注文に附するといふことも考へられるわけでございます。ただ実際輸出数量として相当多額に参るといふことにはやはり年月を要するといふやうに考へておるわけでありまして。

○白川一雄君 私は率直に申し上げれば、現在輸出するところは皆無という状態ではないかと思ひます。基礎産業のアルミニウムの値段にしまして、鉄の値段にしまして、材料がこれほど高いので、飛行機を作つて世界のものとして市場で競争するといふ事は、現在の段階では先づ夢でないかといふやうに考へておるのであります。甚だ私どもとして失礼な言ひ分かも知れませんが、通産省の航空機の計画といふものをよく拝見いたしますと、先ほどお尋ね申し上げたやうに、運輸省を目標に計画されておるのかやうな感が非常に持たれるのでございますが、日

あることは御承知の通りであります。極に最近航空機エンジンがジェット・エンジンに相当転化したしまして、ジェット・エンジンの製造につきましては、戦後日本は殆んど空白な期間を経過いたしておりますので、そういうものの生産に追付き、これを追越すといふにはよほどの努力が要するといふやうに存するのであります。

が、従来の飛行機においても東南アジア諸国から引合のまだまとつたものはありませんが、聞きますので、何と申しまして運輸機関といつたしまして、船舶、車両自動車といふやうなものから、スピードの変化といふ意味において、将来航空機の需要といふものが相当多いだらうといふことは想像されまふので、そういう面において日本の航空機事業が海外に対する注文に附するといふことも考へられるわけでございます。ただ実際輸出数量として相当多額に参るといふことにはやはり年月を要するといふやうに考へておるわけでありまして。

○白川一雄君 私は率直に申し上げれば、現在輸出するところは皆無という状態ではないかと思ひます。基礎産業のアルミニウムの値段にしまして、鉄の値段にしまして、材料がこれほど高いので、飛行機を作つて世界のものとして市場で競争するといふ事は、現在の段階では先づ夢でないかといふやうに考へておるのであります。甚だ私どもとして失礼な言ひ分かも知れませんが、通産省の航空機の計画といふものをよく拝見いたしますと、先ほどお尋ね申し上げたやうに、運輸省を目標に計画されておるのかやうな感が非常に持たれるのでございますが、日

昭和二十八年七月十四日印刷

昭和二十八年七月十五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局